

## サッチャー政権下の税制改革と社会保障

在英日本大使館一等書記官 樋 口 正 昇

革を行おうとしている。

### 要 旨

1979年に誕生したサッチャー政権は、民間経済の活力の活性化を図る観点から、「小さな政府」を目指し、社会保障給付や医療費、教育費など歳入面の抑制を図るとともに、国営企業の民営化を積極的に進める一方、歳入面でも国税及び地方税の両面にわたって抜本的な改革を進行中である。

まず、所得税については、従来25%から83%の11段階あった税率を1988年までに25%と40%の2本だけに大幅に簡素化するとともに、法人税についても、1986年以降、52%から35%に段階的に引き下げるなど大幅な減税を断行している。反対に、付加価値税については、1979年に従来の8%と12.5%の2段階制を15%に一本化し、所得に対する課税から消費に対する課税へのシフトを行っている。

一方、地方税については、居住用資産にかかる資産税としてのレイトは廃止して人頭税たるコミュニティチャージを導入するとともに、非居住用資産にかかるレイトについては税率を全国一本化し、財政は中央に一本化して各地域に人口等に応じて再配分するといいういわゆる譲与税化を図るなど国税以上にドラスティックな改

### はじめに

1979年に誕生したサッチャー政権は、従前の政府介入を重視した政策が経済の活力を低下させたという反省に基づき、政府による介入を極力避け、「小さな政府」を目指すことによって、民間経済の活力の活性化を図る政策を展開している。

すなわち、歳出面では、①社会保障給付の抑制、②医療費の抑制、③教育費の抑制、④公務員定数の削減等を行うとともに、国営企業の民営化を積極的に推進すること等により財政赤字の解消を図ってきた。

その一方、歳入面では、所得税及び法人税等の直接税の負担を大幅に軽減することによって経済の活性化を図るとともに地方税について資産税から人頭税へ転換を図るなど極めてドラスティックな改革を展開している。

本稿では、主に社会保障の財源という観点からサッチャー政権下での税制改革の動向について、述べることとした。

なお、本稿での意見にわたる部分はあくまで筆者の個人的見解であるのでお断りしておきたい。

## I 社会保障の行政財政の枠組み

### 1 社会保障の行政の枠組み

まず、初めに簡単に英国の社会保障の枠組みについてふれてみたい。

英国の社会保障制度は、総体としては、Social Servicesと総称され、それらが、所得保障(Social Security)、国民保健サービス(National Health Service)及び社会福祉(Personal Social Service)の3つに大別される。

英国では、サービスごとに国と地方の役割分担が極めて明確になされており、所得保障(失業給付も含む)及び国民保健サービスに関しては政策立案から実施に至るまですべて国が担当しており、社会福祉サービス及び住宅給付の実施に関しては、国は監督のみで、ほとんど地方公共団体にその実施が任せられている。

ただし、英国の場合は、その歴史的沿革から、その国土が、イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドの4つの国に別れているため、地域毎に担当する国の行政機関が異なっており、やや、込み入った説明が必要である。一例を上げれば、保健省は、英國

全体の国民保健制度の管理及び実施主体ではなく、その所掌は厳密にはイングランドのみである。したがって保健省の予算が英國の全体の国民保健サービスに関する予算を表すものでないことに注意する必要がある。(もっとも、イングランドの人口が英國全体の人口の約9割を占めており、保健省がイニシアチブをとりつつ、他の3地域の保健担当部局とも密接に連絡を取りあって政策を決定しているので各地域でサービスの内容にはそれほど差は生じなくなっている。)

まず、すなわち、所得保障に関しては、イングランド、ウェールズ、スコットランドを通じて社会保障大臣及び社会保障省が担当している。国民保健サービス及び対人社会サービスの監督(サービスの実施主体は地方公共団体)については、イングランドは保健大臣及び保健省、スコットランドについては、スコットランド大臣及びスコットランド庁、ウェールズについてはウェールズ大臣及びウェールズ庁が担当している。なお、社会保障の一貫としての失業給付に関しては、北アイルランドを除き、雇用大臣及び雇用省が担当している。住宅給付に対する監督はイングランドでは環境大臣及び環境省

第1表 地域別社会保障行政の監督官庁

行政機能 地 域	イングランド	ウェールズ	スコットランド	北アイルランド
所得保険	社会保障省	社会保障省	社会保障省	北アイルランド庁
失業給付	雇用省	雇用省	雇用省	同上
住宅給付	環境省	ウェールズ庁	スコットランド庁	同上
国民保健サービス	保健省	同上	同上	同上
社会福祉	同上	同上	同上	同上

社会保障省=Department of Social Security

雇用省=Department of Employment

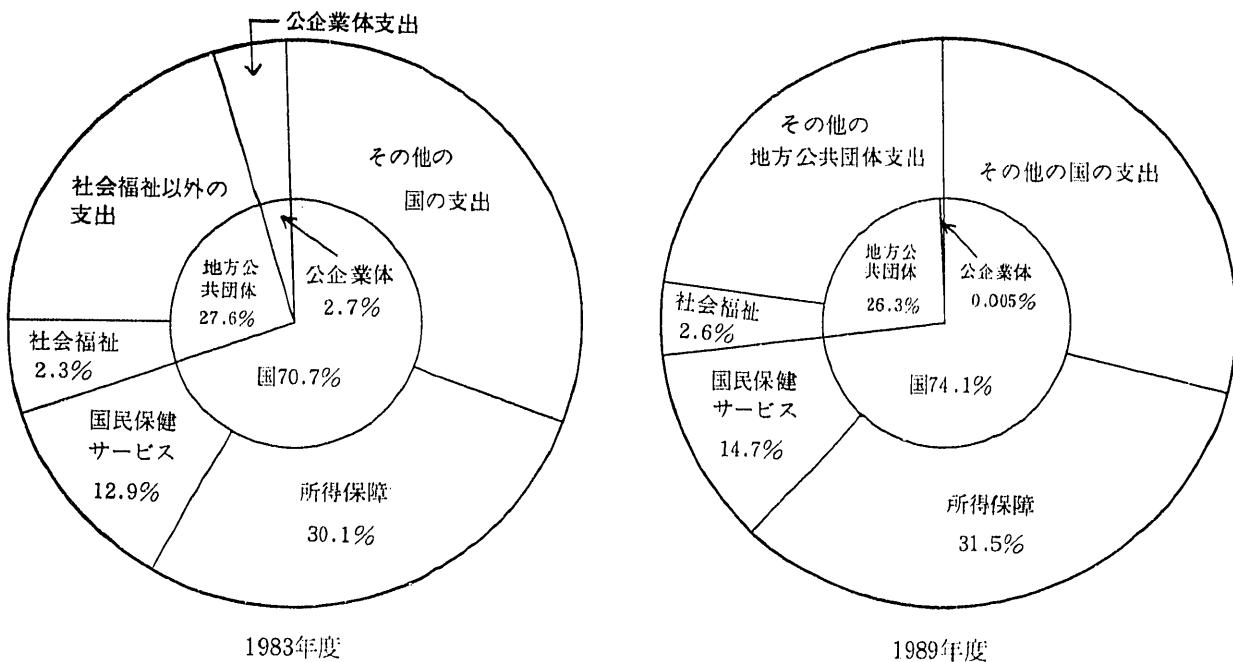
環境省=Department of Environment

保健省=Department of Health

ウェールズ庁=Welsh Office

スコットランド庁=Scottish Office

北アイルランド庁=Northern Ireland Office



資料：The Government's Expenditure Plans 1989-90 to 1991-92 HMSO

第1図 社会保障支出の国と地方財政支出に占める割合の推移

(建設関係も所掌しているもの)が担当しているが、他の地域はそれぞれの担当大臣及び庁が担当している。北アイルランドについては半自治体として、北アイルランド大臣及び北アイルランド庁がすべての業務を担当している(第一表参照)。(注1)

## 2 英国の社会保障財源

次に、社会保障の財源についてみてみると、まず所得保障については、国民保険料を拠出する退職年金、失業給付等と、児童手当(Child Benefit)、所得扶助(Income Support=日本の生活保護に相当)などの無拠出の制度で当然財源が異なる。前者の財源のほとんどは当然、国民保険料であり、後者はすべて国税(地方税=レイトを除いた部分)である。

次に、国民保健医療サービスは、原則として国税により賄われるが、1957年以降、国民保険料の一定料率が国民保健サービスに拠出されており、国民保健医療サービス全体に占める財源

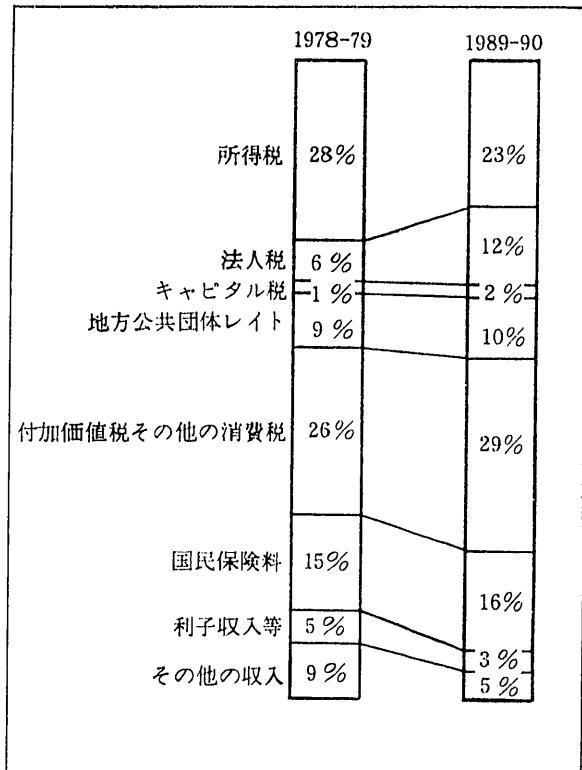
の内訳では、1987年の見積りで、国税85%、保険料11.8%、自己負担3.2%となっている。(注2)

最後に、社会福祉サービスは、地方公共団体によって供給されるが、地方公共団体の財源は、1987年度で、地方税(レイト)が36.5%、国からの交付金が50.8%、家賃収入6.4%などとなっている。(注3)

## 3 一般政府支出の中の社会保障支出

次に、簡単に、国及び地方公共団体を合わせた一般政府支出(利子支払いを除く政府の政策経費支出)に占める社会保障支出の割合を簡単に見てみよう。

第二図が、一般政府の総支出の内訳である。1989年度では、総支出のうち、国が約4分の3(74.1%)を占め、地方公共団体が残りの約4分の1(26.3%)となっている。公共企業体は、1983年度は2.7%を占めていたが、サッチャーの下での民营化を反映して、1989年度には、



資料：「Financial Statement and Budget Report 1989-90」  
HMSO

第2図 一般政府収入の推移

0.005%にまで低下している。地方公共団体の比率も政府の財政緊縮の指導及び交付金削減を反映して、若干ながら減少傾向にある。

今度は、機能別 の総支出 の内訳 をみてみると、1989年度では、一般政府の総支出のうち、所得保障が31.5%，国民保健サービスが14.7%，社会福祉が2.6%を占め、総計では48.8%にも達している。特に、国の支出の内訳だけをとらえれば、1989年度での総額 123,718 百万ポンドのうち、国民保健サービスが24,511百万ポンドで19.8%，所得保障が52,602百万ポンドで42.5%と総計62.3%にも達しており、1983年がそれぞれ18.3%，42.6%の計60.9%であったことからみて、更に増大傾向にあるといえる。(注4)

#### 4 英国の歳入及び歳出の概要

次に、一般政府の総収入について概観してみ

たのが第二図である。

一般政府の歳入の財源は、大きく5つに分けられる。第一は所得税及び法人税等の直接税であり、これが1989年度予算では全体の35%（うち所得税が23%）を占めている。第二は付加価値税等の間接税であり、これらが全体の29%を占めている。第三は地方税のレート（土地及び住宅にかかる日本の固定資産税にあたるもの）であり、10%を占めている。また、第4のジャンルは国民保険料であり、16%となっている。残りは利子収入その他で8%となっている。日本との対比では間接税の割合が高いこと及び地方税の割合が低いことが特徴である。

これらは、サッチャー政権による所得減税等の改革の結果、1978年度に比して所得税の割合が28%から大幅に減少し、半面、間接税が26%から29%に上昇している。また、法人税は減税にもかかわらず、良好な経済を反映して6%から12%に拡大している。

以上で、全体の概観を終え、本稿の目的たるサッチャー政権下での社会保障の財源としての国税、国民保険料、地方税の改革の順に見ていくこととしたい。

## II 国税の改革

社会保障の財源としての国税は、前述のように、1989年度予算で、直接税と間接税とを合わせて全体の66%を占めるが、これらは、無拠出制度の所得保障のすべて、国民保健サービス制度の大部分(85%)、社会福祉サービスの約半分(50.8%)の財源となっている。

以下、個別の税目について概観する。

## 1 所得税の改革

### (1) 所得税減税

まず、何といっても所得税減税であるが、これについては、サッチャー政権誕生以来、徹底した税率の引き下げ及び簡素化が行われ、1978年には25%から83%までの11段階あった所得税率は、1979年には30%から60%の7段階に、1986年及び1987年には基本税率がそれぞれ、29%、27%へと引き下げられ、1988年には、ついに保守党政府の当初の公約どおり基本税率25%及び最高税率40%の2段階に簡素化された。(注5)

### (2) 夫婦合算課税から個人単位課税へ

また、1988年の改正で、現行の夫婦合算(非分割)課税方式が1990年4月以降個人単位課税に改められることとなった。これにより、夫と妻はそれぞれ独立した納税義務者とされ、それぞれの基礎控除を有することとなる。

### (3) 高齢者にかかる民間医療保険控除の創設

さらに、1989年の改正では、高齢者にかかる民間医療保険の保険料控除が盛り込まれた。これは、本年1月に発表された国民保健サービスの抜本改革の一環として行われるものであり、60歳以上の高齢者が民間医療保険に加入した場合、保険料負担者がだれであるかを問わず、その保険料控除を認めようとするものである。

(注6) 最近では、職員厚生の一貫として保険料負担を肩代わりする企業が増加してきているが、被用者は、退職すると自ら負担せざるを得なくなる上に、高齢で保険料が高くなることから、退職と一緒に民間医療保険から脱退すると

いうケースが目立っている。今回の措置はこのような問題に対処しようとするものである。(もっとも、そもそも民間医療保険への加入は、国民保健サービスの下での長い待機期間に我慢できない人があるいはもっと豪華なサービス(高級ホテルなどである)を期待する人々のためのものであり、今回の措置には、国民保健サービスの向上を図るの先決だとして労働党はもちろん保守党のなかにも異論がある。)

### (4) 超高齢者控除の年齢引き下げ

上記のほか、従来、高齢者については、65歳以上の高齢者控除と80歳以上の超高齢者控除の2段階制となっていたが、1989年の改革では、超高齢者控除の対象年齢を80歳から75歳に引き下げるとともにそれぞれ控除額が次のように引き上げられた。

#### 高齢者控除

単身 3180ポンド - 3499ポンド

夫婦 5035ポンド - 5385ポンド

#### 超高齢者控除

単身 3310ポンド - 3540ポンド

夫婦 5205ポンド - 5565ポンド

## 2 法人税の改革

法人税についても機械設備の初年度100%特別償却の廃止等課税ベースの拡大を行う一方で、経済の活性化を図る観点から、1986年以降、税率が52%から35%に段階的に引き下げられている。

## 3 相続税の改正

相続税については、1988年において課税最低

限を11万ポンドに引き下げるとともに従来30%から60%の4段階あった税率を40%の単一税率に一本化することとされた。

#### 4 付加価値税の改正

付加価値税については、上記の直接税とは逆に課税の強化が行われている。すなわち、1979年において、従来、8%と12.5%の2段階であった税率が一本化されるとともに15%に引き上げられた。

このように、英国では、所得に対する課税から消費に対する課税へのシフトという理念がうかがえる。

### III 国民保険料の改革

次に国民保険料の改革であるが、それにふれる前に、簡単に国民保険制度及び国民保険料制度について説明しておきたい。

#### 1 国民保険制度の概要

英国は、退職年金（基礎年金及び国家所得比例年金）だけでなく、寡婦（夫）給付、失業給付、業務災害給付、傷病手当、障害給付出産手当がすべて一本化された国民保険制度となっており、対象も公務員や自営業者をも含めた包括的な制度となっている。（ただし、自営業者については、失業給付、業務災害給付及び国家所得比例年金は除かれる。）

#### 2 国民保険料の概要

保険料は、被用者のための第一種、自営業者

のための第二種、任意加入のための第三種、及び高額所得の自営業者のための追加拠出の第四種の四つに分かれている。

第一種保険料は原則として、最低所得額（男子労働者の平均賃金の20~25%の水準に設定される）以上の所得を有する者を対象に労使折半で課せられるが、最高所得額（男子労働者の平均賃金の約1.5倍である）を越える週所得については、事業主については保険料拠出の義務が課せられるが、被用者には課せられない。この第一種保険料は、内閣歳入庁（Inland Revenue）によって所得税とともに源泉徴収される。

第二種保険料は、年一定以上の所得のある自営業者に課せられる定額の保険料である。この保険料は第三種保険料と同様、印紙を買ひか銀行から振り込む方法によって支払われる。

第三種保険料も、任意拠出の定額保険料である。

第四種保険料は、高額所得の自営業者に対する保険料で1975年度から導入されており、1988年度で4,750ポンド以上15,860ポンド以下の所得に6.3%を乗じた額が課税されている。

失業者、出産手当受給者、就労不能者、21歳未満の学生などについては、保険料の免除が認められ、これらの者については、最低所得額に係る第一種保険料を拠出したものと見なされる。

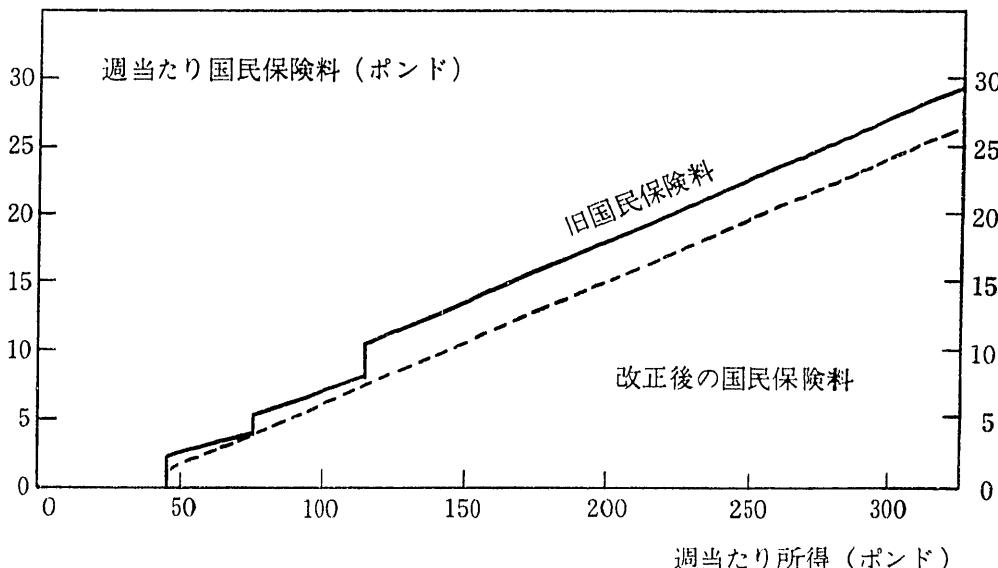
#### 3 第一種保険料率の改革

##### (1) 1985年の改革

従来、第一種国民保険料の料率は所得の如何にかかわらず一律であったが、1985年10月から、所得の低い者には所得に応じ7%及び5%

第2表 1988年度の第一種保険料率

週 所 得	被 用 者		事 業 主			
	非 適 用 除 外 者	適 用 除 外 者		非 適 用 除 外 者	適 用 除 外 者	
		最 近 の £ 41	軽 減 料 率		最 初 の £ 41	軽 減 料 率
£ 39 ~ £ 46.99	5%	5%	3%	5%	5%	1.2%
£ 70 ~ £ 104.99	7%	7%	5%	7%	7%	3.2%
£ 105 ~ £ 154.99	9%	9%	7%	9%	9%	5.2%
£ 155 ~ £ 305.00	9%	9%	7%	10.45%	10.45%	6.65%
£ 305 を超える所得				10.45%	10.45%	10.45%



第3図 被用者の国民保険料の改革

の低い保険料率が適用されるようになった。所得額は毎年改定されているが、1988年4月からの保険料率は第二表のとおりである。

このような低所得料率の設定は、社会保障的配慮というより、高い失業率に悩む英国において所得が低い若年者や不熟練労働者の雇用促進をねらった雇用政策の観点からなされたものである。したがって被用者だけでなく雇用主の保険料率も同時に低い料率が設定されている。

## (2) 1989年の改革

しかし、このような施策にもかかわらず、かねて社会保険料の構造には歪みがあり、また、所得税と合計した率では逆進的であること、さ

らに低所得世帯では、所得が多くなると保険料率が高くなり、かえって所得が減少するなどの問題点が指摘されていた。

そこで、1989年度の保険料改正において、1989年10月5日より、被保険者（雇用主の保険料率は据え置き）の保険料率が最低所得額（週43ポンド）までは2%，週43ポンド以上最高所得額（週325ポンド）までは9%の保険料率が適用されることとなった。

今回の措置は、被用者のみに適用されたことから明らかのように、1985年の改革と異なり、租税負担の公平化はもちろんのこと社会保障的側面が強く働いているといえる（第三図参照）。

### (3) 在職老齢年金制度の改革

国民保険料の改革ではないが、歳入に関連することからとして、1989年の予算演説では、在職老齢年金制度の改革が盛り込まれたので、ここで併せてふれておこう。

英国ではこれまで国家所得比例年金の受給者については、稼得所得に応じて、週75ポンド以上の勤労所得者について年金減額、週120ポンド以上の勤労所得者については年金停止が行われていたが、1989年10月1日からこの制限措置が撤廃されることとなった。これは、近年及び将来にわたって予想されている職員及び熟練労働者不足に対処した措置と考えられる。

英国では、他の西洋諸国と異なり、高齢化が15%台の水準で、ここ20年ほどはほぼ一定（もっとも超高齢者の割合は高くなる）なので、日本ほど高齢化、高齢化と騒いでいないように思われる。（もちろん、将来の国民負担を考えて1988年からは国家所得比例年金の給付水準の引き下げ等の措置がとられてはいる。）むしろ、将来にわたって若年労働者をはじめとした一定の技能を持った労働力不足の方が問題視されている。

## IV 社会福祉のための地方税の改革

以上、国税と社会保険料の改革を見てきたが、最後に所得税の大幅減税と並んで、サッチャー政権の目玉ともいべき地方税の改革について述べたい。この改革は、地方税制の骨格を根本から改める極めてドラスティックなものであり、財政支出の在り方とも密接に絡んで重要なと思われる所以、以下、やや詳しく解説することとする。（注7）

## 1 地方財政の現状

### (1) 地方公共団体の支出

まず初めに地方公共団体の支出の内訳を1984年度でみてみると次のとおりである。（注8）

教育	33%
住宅	25%
環境衛生	13%
警察等	10%
道路・交通	8.5%
社会福祉	7.5%
その他	3%

### (2) 地方公共団体の収入

次に、1987年度における地方公共団体の収入をみてみると次のようになっている。（注9）

政府からの交付金	50.8%
レイト	36.5%
うち 居住用資産	43.0%
非居住用資産	57.0%
家賃収入	6.4%
その他	6.3%

### (3) 交付金の概要

交付金の概要は次のとおり。

交付金——特定交付金

警察、住宅改良、都市  
計画補助金等

一補充交付金

交通事業補助交付金  
国立公園補助交付金

一レイト援助交付金

## 住宅レイト軽減交付金 包括交付金

### ①特定交付金

1984年度のイングランドにおける特定交付金は約28億ポンドであり、交付金全体の約2割を占めている。この特定交付金は、特定の事業又は計画のために国から支出される補助金であるが、警察補助金、住宅改良及び都市計画補助金がその大半を占め、社会福祉関係はごく僅かに過ぎない。

### ②補充交付金

1987年度政府予算に占める補充交付金は、交通事業補充交付金180百万ポンド、国立公園補充交付金七百ポンドであり、交付金全体に占める割合は極めて小さい。

### ③レイト援助交付金

レイト援助交付金は、住宅レイト援助軽減交付金と包括交付金の2種類ある。前者は住居に使用されている不動産に対するレイトの税率を環境大臣が決定する額の税（評価額の18.5%分、ただし、ロンドン市は35.5%，ウエストミンスター区は26.2%）を軽減しなければならないとされており、この税の軽減分を政府が交付金として自治体に配分するものである。

包括交付金は、それぞれの地方公共団体ごとに社会的、地理的条件が異なるのでその調整を行うものである。すなわち、同一のレイト税率の下で一定の行政サービスを提供しうるよう、政府がレイト援助交付金の配分を通じて財源調整を図るものであり、具体的には、各地方ご

との人口構成や地域特性に応じて、標準的なレイトを財源とする要支出額を算定し、標準税率に基づくレイト収入額（レイト総課税評価額に標準税率を乗じたもの）との差額を補填しようとするものである。

ただし、1982年地方財政法に基づき（実際には1981年から実施ず）、保守党政権の地方財政を緊縮させようとの趣旨から、標準税率よりも高くして多くのサービスを行っている地方公共団体（労働党の地盤の地方公共団体が多い）については、包括交付金の額を減額し、緊縮を行って税率を下げている地方公共団体については、包括交付金の額が増額されている。

### （4）レイト

レイトは、日本の固定資産税に相当するものであり、大きく居住用資産と非居住用資産とに分かれる。一般的には個別の資産ごとに課税評価額が決定され、各地方公共団体が毎年、所要額に基づき総資産評価額からその年の税率を算出する。個別のレイトは、当該資産の課税評価額に当該年度の税率を乗じた額となる。なお、評価は、それほど頻繁には行われないため、評価時点から経過すればするほど税率が極めて高くなっている。

## 2 地方税の問題点

以上述べてきた地方税制度については、現行レイトが、住宅に対する軽減措置や、低所得者に対する減免措置があること、またその税率が

各地方公共団体によって任意に設定しうるため各地方によって税率に大きな差があることから、次のような問題点が企業や富裕層など保守党の支持者から指摘されてきた。

① 保守党政権としては、国だけでなく、地方公共団体の財政も緊縮を指導したい。もちろん地方自治の原則から、住民が、負担が増えてもサービスの増加を望むのであればそれはそれで結構である。ところが、現行のレイトシステムでは、税率を引き上げても、その影響を受けるのは、企業及び一部の個人に偏っている。企業には、参政権はないため、その声が地方行政に反映されにくい。そのため、ややもすると、労働党の地盤では、サービスの拡大とそれに伴う税率引上げが、住民の関心とは関係のないところで安易に引き上げられる傾向がある。

政府が、包括交付金の交付の調整により財政支出の大きい地方公共団体に制裁を加えようとしても、それが思うような効果を上げられなかつたのも、このようなレイト制度自体の仕組みに根本的な原因があったのである。

② 第二には、レイトが各地方公共団体で異なっていることは、各企業にとって、その競争力という面で大きな影響を被ることとなる。特に、法人税と違い営業成績に関係なく税額が決定され、しかもそれが、地方によってかなり格差があるとなると、各企業の経費構造に大きな差異が生じ、経済中立性を歪めることとなっている。

### 3 地方税制の改革

#### (1) 改革の考え方

上記の問題意識から、各個人は同じ量のサービスを受けているから同額の負担を行うべきで、土地や住宅の価格を地方税の担税力の指標とするることは適当でなく、また、企業が負担するレイトの税率は一律であることが望ましいという考え方方が生まれ、それに基づく1988年地方財政法 (Local Government Finance Act) が1988年7月29日に成立して、1990年4月より実施に移されることとなった。(なお、スコットランドでは、資産の評価替えがイングランドに先行して行われ、実施時期を遅らすと混乱を引き起こす懸念が出てきたことから、イングランドに先駆けて既に今年4月から改革の実施が行われている。)

改革の骨子は、次の3点よりなる。

- ① 住宅用資産にかかるレイトの廃止とコミュニティチャージの導入
- ② 非居住用資産 レイトの譲与税方式への変換
- ③ 交付金制度の単純化

#### (2) コミュニティ・チャージ

住宅用資産にかかるレイトは徐々に10年間の経過期間をおいて廃止し、その代わり、すべての成人(18歳以上)に定額のコミュニティチャージを課す。

##### ① 納税義務者

原則として、各地方自治体に居住する18歳以上のすべての成人。ただし、次に掲げる者は免税となる。

- ・重度精神障害者

- ・入院患者
- ・養護施設入所者
- ・受刑者
- ・児童手当の受給資格者（19歳以下の学生）
- ・ホームレス
- ・ボランティアの介護人
- ・大学寄宿舎及び夜間収容施設滞在者
- ・宗教教団員
- ・外交官及び国際機関本部員
- ・駐英軍人

#### ②税額

各地方自治体によって、定額が課される。

#### ③低所得者に対する特例

低所得者の税負担軽減を図るため、コミュニティチャージを還付する制度が設けられる。

#### ④登録簿の設置

コミュニティチャージの徴収を行うため、新たに、納付義務者の氏名、住所並びに納付義務の始期及び終期を記載したコミュニティチャージ登録簿を各地域ごとに備える。

#### ⑤制度の導入時期

新制度は、1990年4月から徐々に導入され、10年間の経過期間の後にレイトから完全に置き変わる。

#### ⑥導入の効果

コミュニティチャージの導入により、レイトの性格が資産税から人頭税へ大きく転換し、負担が富裕階層から中産階層世帯（特に3人以上の成人を含む世帯）へと移ることとなる。（英国の場合、一般には、成人した子供は家庭から独立す

るため、三世帯同居は少ないが、三世代同居はアジア系の多くの家庭と一部の富裕階級（貴族等）に見られる。）

### （3）非居住用資産レイトの譲与税方式への転換

非居住用資産レイトについては、税率が現在各地方公共団体によって異なっているが、1990年4月以降、内務大臣が決定する全国一律の税率が適用される。

#### ①評価台帳の作成

非居住用資産の評価台帳を調整し、1990年4月1日から適用し、5年ごとに再評価を行うこととする。

#### ②レイト課税の免除対象資産等

次の資産はレイト課税が免除される。

- ・農地及び農業用建物
- ・養魚場
- ・宗教的礼拝施設
- ・教会堂、協会管理用建物、付属施設
- ・下水道
- ・公園
- ・心身障害者用資産
- ・エンタープライズゾーン内の資産

また、慈善事業用資産については、評価額の80%までが当然減額されるが、課税当局は100%まで減額できる。また、非営利の非居住用資産についても100%まで自由裁量で減額できる。

#### ③税率

産業界及び地方公共団体双方の利益を考慮し、非居住用資産レイトの地方公共団体の収入に占める割合を実質ベースでおおむね現行割合を維持することとし、将来もその割合を維持するよう税率を物

価上昇に連動する仕組みとする。

税率は、1990年以降は、環境大臣の決定する一律の税率となる。

- ④レイト収入の中央でのプールと再配分  
居住用資産レイト収入は中央基金にプ  
ールされた後、成人人口に比例して各地  
方公共団体に再配分される。

#### (4) 交付金制度の単純化

現行の複雑な交付金制度を大幅に単純化し、経費補填交付金と標準交付金の二本建て化する。前者は、各地区で基準的な行政を確保するためのコストが異なるため、その差を補填しようとするものでそれぞれの地域に応じて配分額は当然異なる。

後者は、各地方公共団体に対して成人一人当たり何ポンドというように一律に配分されるものである。

#### (5) 改革のねらい

今回の改革の最大のねらいは、地方公共団体の独自の政策遂行に必要な財源を非居住用資産レイトの増税で対応するのでなく、すべての居住民の負担となるコミュニティチャージの増税で対応せざるを得ないこととしたことである。要するに、住民サービスをより向上させたいのであれば選挙権のない企業に対する増税ではなく、受益と負担に関する選択権のある選挙権を有する住民に対する増税によるべしとしたものである。

中央政府が地方公共団体についても中央政府と同様に歳出を抑制しようとしても労働党支配の地方公共団体では、レイトの税率を引き上げて歳入を確保してしまう。低所得者層には還付制度があることなどからレイトの引上げの影響

は企業や中座階級以上の個人しか受けず、労働党支持者はサービスを享受こそすれ、負担増は少ないという状況にあった。今回の改革は、地方公共団体の歳出増が直接選挙民全体の税負担に直結する制度とし、それにより無闇な歳出増を抑制しようとしたものである。

### 最後に

サッチャー政権下での財政金融政策は、少なくとも昨年までは、財政赤字の解消を図る中で、高い経済成長率の達成、失業率の改善、インフレの抑制などを達成し、見事にその目的を達成してきたといえよう。

しかしながら、ここにきて、昨年度の大幅減税（1兆円にも達するその減税額は、医療関係者が要求する国民保健サービスの不足額に匹敵する額であった）がたたってか、8%台に達する急速なインフレが進行し、国民の最大関心事の一つである住宅ローンの高騰を招き、6月13日に行われた欧州議会選挙では、労働党が圧勝するなど国民保健サービスの改革やコミュニティチャージの導入、水道事業の民営化など最近の一連の改革が必ずしも国民の多数の支持を得るには至っておらず、10年目を迎えたサッチャー政権もこれからがいよいよ正念場といえよう。

### 注

- 1) 「イギリスの社会保障」社会保障研究所編参照。  
保健社会保障省は、1988年の7月に保健省と社会保障省に分割された。社会保障改革の実施、国民保健サービス制度の見直しと懸案が続いたため、一人の閣内大臣では余りにも業務量が多くて大変だというのが分割の理由である。もともと2つの省だったのが労働党内閣時代に統合されたものであり、業務自体は、ほぼ2つに分かれて行われて

いたので分割にそれほど支障はなく、今回の分割も結果的には、一人の閣内大臣が増員されただけともいえるが、全体の国家予算に占める割合や国民生活への影響等を考えると分割ももっともともいえる。

- 2) 資料：「*Compendium of Health Statistic 1987*」  
*Office of Economics*
- 3) 資料：「*Financial Statistics 1989*」 CSO
- 4) 資料：「*The Government Expenditure Plans 1989*」 CSO
- 5) 資料：「*Financial Statement and Budget Report 1989-90*」 HMSO
- 6) 資料：「*Promoting Better Health*」 HMSO。国民

保健サービス制度の改革の詳しい内容については拙稿「英國の国民保健サービス（NHS）の改革白書の概要」国際厚生ニュース—国際厚生事業団発行を参照されたい。

- 7) 現行の地方税の仕組みや地方税改革の背景、政府の当初の改革案の概要等については、政府のグリーンペーパーを詳細に解説した内貴滋氏の「女王陛下の税制改革—(十三)地方税—地方財務協会発行を参照されたい。
- 8) 資料：「*Paying For Local Government*」 HMSO。地方税改革のグリーンペーパーである。
- 9) 資料：注3と同じ

(ひぐち せいしょう)